

## 第 179 回岩手県都市計画審議会

### 1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 28 年 12 月 2 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 30
- (2) 場所 プラザおでって 3 階 大会議室

### 2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 15 名

会長 南 正 昭  
委員 岩 崎 友 一  
委員 佐々木 努  
委員 柳 村 一  
委員 谷 藤 裕 明 (代理 浅 沼 秀 夫)  
委員 伊 藤 歩  
委員 上 田 吹 黄  
委員 遠 藤 一 子  
委員 斎 藤 千加子  
委員 佐々木 祐 子  
委員 山 田 佳 奈  
委員 利 綱 男 (代理 伊 藤 一 彦)  
委員 松 尾 元 (代理 浅 沼 慶 二)  
委員 永 松 健 次 (代理 武 部 勝 彦)  
委員 川 瀧 弘 之 (代理 木 越 養 一)  
委員 石 川 哲 (代理 佐々木 雅 夫)

### 3 議事

#### ○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

ただ今から、第 179 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 15 名の御出席をいただいております。

したがいまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数である 2 分の 1 以上に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、御報告いたします。

それでは、はじめに、岩手県県土整備部技監の中野より御挨拶申し上げます。

#### ○事務局 (技監)

県土整備部技監の中野でございます。よろしくお願いたします。

今年も気がつけば師走になりましたが、8 月には台風災害があり、10 月には国体が開催され、非常に忙しい年でしたが、皆様におかれましては大変忙しい師走に第 179 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画行政を始め、県行政の運営に対しまして、特段

の御指導、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日の議題は、都市計画道路の変更の関係が2件予定されてございます。いずれも都市計画道路沿線の住民の皆様方の生活環境や沿線で復旧活動を行っている生産活動の環境に深く関わる案件であると考えております。

委員の皆様方におかれましては、忌たんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、新委員の御紹介をさせていただきます。

東北運輸局長の尾関良夫委員が任命されております。本日は東北運輸局岩手運輸支局長の武部勝彦様に代理出席いただいております。

続きまして、学識経験者の委員9名の皆様におかれましては、9月9日付けで、委員全員が再任となりましたので、御紹介いたします。

まず、岩手大学工学部准教授 伊藤歩委員でございます。続きまして、一般社団法人岩手県建築士会女性委員会委員 上田吹黄委員でございます。岩手県商工会女性部連合会理事 遠藤一子委員でございます。岩手大学人文社会科学部准教授 小野澤 章子委員でございます。岩手県立大学総合政策学部教授 斎藤 千加子委員でございます。本日は都合により欠席されております。JA岩手県女性組織協議会副会長 佐々木 祐子委員でございます。本日は都合により欠席されております。岩手大学工学部教授 南正昭委員でございます。続きまして、岩手大学農学部准教授 三宅 諭委員でございます。本日は都合により欠席されております。続きまして、岩手県立大学総合政策学部准教授 山田 佳奈委員でございます。

次に、当審議会の会長は、岩手県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員の中から委員の選挙によって選出することとされています。

今回は、学識経験者委員の改選後、初の審議会となりますので、会長選挙を行います。会長選挙の進行は、臨時議長を置いて進めたいと思いますが、臨時議長の選任につきまして、事務局にお預けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

#### ○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。

それでは、臨時議長といたしまして、南委員にお願いしたいと思っております。

南委員、臨時議長席に御移動をお願いします。

#### ○臨時議長

御指名でございますので、会長選挙が終了するまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。

それでは、会長選挙を行います。選挙は、先程の事務局からの説明のとおり、当審議会条例第5条第1項に沿って行います。

選挙の方法は、従来どおり、指名推薦によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。特に御異議がないようですので、指名推薦による選挙とします。

指名推薦を行う方はいらっしゃれば、挙手をお願いします。

○委員

前回から会長を務めていただいている南委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長

私(南委員)ということですが、他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、他に意見が無いようでございますので、私が引き続き会長を務めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○臨時議長

ありがとうございます。それでは、せん越ながら私、南が会長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

どうぞよろしくお願いします。

それでは、審議に移る前に、新会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

御指名をいただきまして、務めさせていただきます。

都市計画審議会ということで、法定審議会でございますので、都市計画に関する非常に重要な議案が取り扱われ、都市計画決定につながるような審議を皆様をお願いすることになるかと思っております。都市計画審議会ですら扱う案件は法律的な問題でもありますが、背後には技術的にどのように都市のインフラ、基盤整備を行っていくかという土地利用を決めていかなければならないという重要な事柄がございますし、またその上に人が豊かに生活し、経済活動を行い、また文化活動を行っていくというような人の暮らしと都市の技術がつながるような接点がこの場に上がってくることとなります。

ぜひ、皆様のそれぞれの立場で、忌たんのない御意見をいただきましてより良い都市

の施策運営、審議会運営が進めればと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。それでは議案の審議に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

当審議会条例第5条第3項におきまして、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。

そこで、議案審議に先立ち、職務代理者を指名することといたします。職務代理者につきましては、引き続き斎藤委員をお願いしたいと思います。本日は欠席されておりますので、後程了解をいただきたいと思います。会長の指名となっておりますのでお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは斎藤委員をお願いしたいと思います。

○会長

それでは、議案の審議に入ります。

当審議会の審議に関しましては、「岩手県都市計画審議会の公開に関する方針」に基づき、原則公開することとしています。案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えております。

○会長

それでは本日の会議はただ今説明がございましたとおり、全面公開としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

○会長

それでは、本日の議案の審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「金ケ崎都市計画道路の変更について」を上程いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、金ケ崎都市計画道路の変更について御説明いたします。

議案書は1ページ、計画書は3ページ、図面は5ページから6ページとなります。

説明は正面のプロジェクターを使用しますので、スクリーンを御覧ください。

なお、お手元にもパワーポイントの画面と同じものを印刷してお配りしていますので、併せて御覧ください。

はじめに、金ケ崎都市計画道路の概要と変更路線について御説明いたします。

金ケ崎都市計画道路は昭和48年に当初決定されており、これまでに路線の見直しを経て、現在では10路線、総延長は約27kmが都市計画決定されています。

このうち、県決定で今回変更しようとする路線は赤線に表示している、赤鳥居下庄線、荒巻中針線、餅田土橋上線、町裏辻岡線、金ケ崎駅通線の5路線となります。

また、今回の変更と併せて、金ケ崎町決定で変更を行う路線は、スライドの青線に表示している4路線です。

はじめに今回変更する路線のうち赤鳥居下庄線について変更内容を御説明いたします。

近年、金ケ崎町においては、工業団地への企業立地や幹線道路沿道への商業施設の立地が進んだことによりまして、国道4号である赤鳥居下庄線の交通量が増加している状況にあります。このため、今回、道路利用者の安全性向上と円滑な交通確保のため、歩道幅員を1.5mから3.5mに拡幅することとし、全体の幅員を22mから26mに変更しようとするものです。これにより代表幅員も22mから26mに変更となり、併せて車線数を4と定めるものです。

また、幅員の変更に併せて、土地利用の状況や既存の構造物の位置等を考慮しながら、道路の中心線の線形を見直した結果、路線の延長が約5,150mから約5,230mに変更となります。

なお、道路中心線の線形の変更により、幅員の拡幅方向は区間ごとによって異なる計画となっています。

次に、赤鳥居下庄線以外の4路線の変更内容について御説明します。

荒巻中針線及び町裏辻岡線については、赤鳥居下庄線の幅員の変更と併せて、交差点部の一部区域を見直し、併せて車線数をそれぞれ2と定めるものです。また、餅田土橋上線及び金ケ崎駅通線は、車線数のみを決定するもので、それぞれ車線数を2と定めるものです。

なお、スライドでは荒巻中針線の交差点部の変更を代表例として表示しておりますが、

赤鳥居下庄線との交差点において、隅切り部等の変更部分を、黄色を変更前、赤色を変更後として表示しています。

このスライドは、今回の変更に関連する岩手県決定と金ケ崎町決定の対象路線を一覧にとりまとめたものです。

上から5路線が岩手県決定、下の4路線が金ケ崎町決定となります。

赤い字で表示しているところが、今回変更しようとする項目です。

代表幅員・延長を変更する路線は「赤鳥居下庄線」。交差点部を変更する路線は「荒巻中針線」「町裏辻岡線」「花沢縦街道線」「中江甫鶴ヶ岡線」となります。車線数の決定は一覧表にある9路線全てとなります。

車線数の決定というものは、平成10年以降から、都市計画道路の計画車線数を明示するよう都市計画法施行令が改正されており、これらの路線が平成10年以降初めての変更であることから、今回、車線数を決定する手続を行うものです。国道4号である赤鳥居下庄線と工業団地へ通じる町道の花沢縦街道線は4車線の決定とし、それ以外は2車線の決定となります。

次に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。

平成28年6月30日に国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所より都市計画道路変更についての協議を受け、手続の開始をしました。

その後、都市計画の変更素案の作成を行い、町の広報誌折り込み等により周知を図るとともに、8月31日に金ケ崎町役場にて説明会を開催しています。

続いて、金ケ崎町への意見聴取、国土交通大臣への事前協議、将来管理者への協議を行い「異存なし」との回答を得ております。その後、10月14日から10月28日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号 金ケ崎都市計画道路の変更に係る説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○会長

ありがとうございます。ただ今説明がありました議案第1号について御審議願いたいと思います。

御意見、御質問はございますか。

○委員

荒巻中針線の東北縦貫自動車道のところにRがついていますが、例えばどのような交差点なのか、どのくらいのRなのかを、もし分かれば教えてください。

○事務局(都市計画課総括課長)

確認いたしますが、荒巻中針線と東北縦貫自動車道交差点部分は今回変更の対象とはなっておりません。

○委員

分かりました。なぜ質問したかといいますと、私のほうでもこういう道路を作りましたが、土地の利用が不便なんです。ですから、土地があるけれども使えない土地になってしまって、スピードを出すとその宅地に入ってきてしまいます。そういうRがついているものですから、なるべくそういう道路を作らないほうがよいのではないかと思って質問しました。

○事務局(都市計画総括課長)

地図上では御覧のとおりまわる部分でそんなにきつくないかとは思いますが、ただし、今回の変更案件とは関連してはございません。

○委員

分かりました。

○会長

その他は、いかがでしょうか。

○委員

特に問題ないとは思いますが、8月31日の金ヶ崎町役場で行われた住民に対する説明会ですが、特に出席された方々から意見とかがあったのであればお伺いしていきたい。

○事務局(都市計画総括課長)

説明会においては、整備の推進に関する要望等がございました。

○会長

その他は、いかがでしょうか。

○委員

手続上問題はないかと思いますが、例に取り上げられている赤鳥居下庄線で拡幅したことによって沿道の民有地を、4メートルを道路に変えていく部分が出てくるわけですが、沿道の地権者の意見聴取はどうなっているのか。地図を見たところ、黄色い線と赤い線との差の中で、駐車場と見える部分がかかなり全部とられてしまうように見えるところがあるので、起点とか影響とかあったと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(都市計画総括課長)

今回の都市計画変更ということで、法定図面も2,500分の1という縮尺で皆様にお示ししております。この計画を変更しまして、事業の環境整備を整えて、実際の事業はもっと縮尺がちゃんと、例えば500分の1とか1,000分の1という縮尺で地元住民に説明を再度行いまして実際の事業実施に入るという今後の行程となります。

○委員

住民への周知状況がどうなっているのかその後の手続になるようで、若干不安なのですが、必要な手続はとって次の段階に入るといふことでよろしいですか。

○事務局(都市計画総括課長)

今回は都市計画の変更といふことで、実際の事業の一つ前の段階でございます。詳細の説明は当然これから行っていくこととなります。

○会長

よろしいでしょうか。他にないようですので、採決に移りたいと思います。議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

異議なしといふことでございますので、原案について可決確定いたします。

【議案第2号】

○会長

議案第2号「一戸都市計画道路の変更について」を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(都市計画課総括課長)

議案第2号、一戸都市計画道路の変更について御説明いたします。

議案書は7ページ、計画書は9ページ、図面は11ページから12ページとなります。

説明は正面のプロジェクターを使用しますので、スクリーンを御覧ください。

なお、お手元にパワーポイントの図面と同じものを印刷してお配りしておりますので、併せて御覧ください。

はじめに、一戸都市計画道路の概要と変更路線について御説明いたします。

一戸都市計画道路は昭和54年に当初決定されており、これまでに路線の見直しを経て、現在では6路線、総延長約15kmが都市計画決定されています。

このうち今回変更しようとする路線は赤線で表示している、上野西法寺線と本町蒼前久保線となります。

次に、上野西法寺線の変更内容について御説明します。

上野西法寺線は国道4号との交差箇所である一戸町上野地内から一戸町役場付近を經由し、西法寺地内に至る路線です。

上野地内から野田地内までは平成20年度までに幅員17mの道路で整備済みとなっております。

今回の変更では、未整備の区間において、「鉄道との交差方式の変更」、「線形の変



更」、「終点位置の変更」と「延長の変更」を行おうとするものであります。

それでは、変更箇所ごとの概要について御説明します。

はじめに鉄道との交差方式の変更についてです。

上野西法寺線は、I G Rいわて銀河鉄道線と交差する箇所があり、変更前の計画では立体交差としていましたが、今回、沿道土地利用を活用した「まちづくり」を考慮し、平面交差に変更するものです。

一戸町では平成22年から23年にかけて、町内会長や商工会会長などを交えた「まちづくり懇談会」を開催し、「沿道を利用できる土地の確保」や「交通の利便性を活かしたまちづくり」を目指した検討が行われました。

県としては、地元の「まちづくり」の方向性を踏まえ、I G Rいわて銀河鉄道と協議を重ね、鉄道との交差を平面交差方式とすることについて了解を得たものです。また、変更前は立体交差構造の側道部も都市計画道路の区域としておりましたが、平面交差とすることで側道構造が不要となり、都市計画道路の区域も見直しております。

次に、線形変更についてです。

一戸町役場付近の道路線形について、右側の写真のように変更前の計画では、現道の区域に残地が発生する道路線形となっておりました。

今回、現道部の有効利用のため、役場周辺の道路線形を変更するものです。

次に、終点位置の変更についてです。

上野西法寺線の終点は、役場より約500m南側の西法寺地内となっておりますが、路線の円滑な接続を考慮し、右側の写真のように道路整備済みとなっている箇所まで延伸しようとするものです。

このことにより路線の延長は、約2,110mから約2,200mに変更となります。なお、今回の変更において代表幅員の変更はありません。

続きまして、本町蒼前久保線の変更内容について、御説明します。

本町蒼前久保線は県道二戸一戸線との交差箇所である、一戸町本町地内から一戸町役場付近の蒼前久保地内に至る路線です。

今回の変更は、上野西法寺線の線形変更に併せた交差点部の変更で、右側の図のように交差点の位置を西側にシフトするものです。また、併せて車線数を2と定めるものです。

次に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。

平成28年8月8日に県北広域振興局土木部二戸土木センターより都市計画道路変更についての協議を受け、手続の開始をしました。

その後、都市計画の変更素案の作成を行い、町の広報等により周知を図るとともに、9月27日に一戸町コミュニティセンターにて説明会を開催しております。

続いて、一戸町へ意見聴取、将来管理者への協議を行い「異存なし」の回答を得ています。その後、10月19日から11月2日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第2号 一戸都市計画道路の変更に係る説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○会長

ただ今説明がございました議案第2号につきまして御審議いただきたいと思います。御意見、御質問ありませんでしょうか。

○委員

上野西法寺線ですが、立体交差から平面交差になるということで、踏切の数が増える、その代わり、別な踏切を廃止にするということになっているはずですが、廃止になったということを地域住民にきちんと説明をして、理解をもらっているのでしょうか。

○事務局(都市計画総括課長)

9月27日に地元住民に対しそのような説明も含めて、説明をしております。

○委員

分かりました。

○一戸町(一戸町建設部長)

補足説明がございます。今年の3月下旬から地域住民に対する説明会を開始しております。踏切近くの町内会会長、議会、商工会から参集していただいて説明会をしております。その後も2回ほど説明をしております。住民からは御理解をいただいているものと我々は理解しております。

○委員

分かりました。あとは、確実に廃止のほうをお願いします。以上です。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○委員

先ほどの案件での質問とも少し重なりますが、一つ確認したいと存じます。上野西法寺線は、写真上はかなり民家にかかるように見受けられます。こういった調整というのも細かなところはこれからということですか。写真ですので分かりませんが、かなりずれてくるのではないかという気がいたしましたので、そこだけ確認させていただけないでしょうか。

○一戸町(一戸町建設部長)

今回の都市計画の変更につきましては、立体交差から平面交差に直すものですが、この事業そのものは平成8年に計画変更して、このルートにしておりますので、その頃から計画にあたる土地の所有者はある程度理解していただいているものと、我々は考えて

おります。

今回、9月にも説明会をやりましたが、むしろ事業をもっと早く進めてもらいたいというような要望がありました。具体的な土地の単価や面積はこれからになりますが、概ね御理解はいただいていると、我々は理解しております。

○委員

はい。分かりました。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○委員

上野西法寺線ですが、立体交差を平面交差にしたのは地域の要望で、変更事由を見ますと、沿道を利用できる土地の確保による交通の利便性を活かしたまちづくりを目指しているという、まちづくりと一体にしていくという意向が町にあってのことだということで、通過型の道路よりはいいのかなとは思えるのですが、一方、もう一つの案件の方では、立体交差となるようですが、資料では、上野西法寺線の沿道の様子の写真が添付されているので分かるのですが、もう一つの方の映像が見えないので、町の状況が一方は通過型、一方は沿道を広くする、というように分けているように思えるのですが、その辺の事情を教えてください。

○事務局(都市計画総括課長)

具体的に資料の何ページの御質問でしょうか。

○委員

議案第2号の資料の写真には、変更前を黄色の線で示しているものと、変更後を赤い線で示していて、それに対応するような形で下に状況を写真で示しているのですが、一方は写真がどこにあるのか分からなかったのですが。

○事務局(都市計画総括課長)

資料7ページの図面でしょうか。一番最後のページでしょうか。

○委員

銀河鉄道と蒼前久保線が立体交差となっている、この位置なのかなというふうに、IGRとの立体交差ということですが、地図では分かりますが、どのような町なのか、通過した方が安全なのか、まちなみとの一体化した土地なのか分からないのでその辺の状況を教えてください。

○事務局(都市計画総括課長)

写真をお付けしておりませんでした。アンダーパスの部分は今回、変更がありません。

んが、現状は I G R の下を道路が通っているという状況になっております。

○会長

もう既に通っているということですね。ずっと前から通っているんですね。

○委員

変更がないということですね。

○事務局(都市計画総括課長)

はい。今回は変更ございません。

○会長

今回同様にアンダーパスにしようとしていたところ、御意見が出てきてアンダーパスにしない方がいいということになったようです。

よろしいでしょうか。

他にございませんようですので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第 2 号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案について可決確定いたします。

以上で本日の審議会で予定していた事項は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 179 回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。